

**「借金、マイナス財産＝負債相続」支援の専門家、司法書士法人 ABC
相続難民にならないための広報紙『相続救急 110 番』第 6 号発行**

**「空き家問題と相続」について対談
～相続放棄をしても管理義務が残る“負”動産～**

「負債相続」支援を専門的に手がける、司法書士法人 ABC（本店所在地：大阪府大阪市中央区、代表：椎葉基史、以下「ABC」）は、「相続」に関して一般人が見落とししている落とし穴や、盲点となっている知識を、時事や季節要因と関連させ、時宜を得た情報として実際の事例などを交えながら紹介する広報誌『相続救急 110 番』の第 6 号を 2017 年 3 月 31 日に発行します。

第6号では、「空き家」専門に不動産売買を関西で展開する株式会社マイダスの代表取締役北垣公一氏と司法書士法人 ABC 代表の椎葉基史の対談を掲載します。

■ **広報誌『相続救急 110 番』**

- 発行社: 司法書士法人 ABC
- 発行日: 第 6 号 / 2017 年 3 月 31 日
- 配布対象: 報道機関、弁護士・税理士、保険代理店など取引先、相談者
- 内容: 1) **特集 対談「空き家問題と相続」**
 - ・全体の住宅の中で空き家が 13.5%、今度 15～20 年間で 33%まで増える
 - ・相続放棄をしても建物の管理義務はそのまま残り続ける
 - ・放棄だけで解決できず、トラブルになる事例が増え続ける
- 2) シリーズ「負債相続」最前線! : 「負」動産と空き家対策

■ **司法書士法人 ABC 概要** <http://www.abc-jsc.com/>

ABC 代表の椎葉基史は、相続の現場に直面した際に、相続の仕組みを知らない人、あるいは専門家の負債相続に対する知識不足により適切な選択ができず、いわば「泣き寝入り」している人が多いことから、2011 年「相続放棄相談センター」を開設、以来、業界に先駆け、いち早く負債相続で困窮する人の救援に乗り出しました。現在までに 2,000 件以上に対応、2015 年は年間受任件数 634 件にのぼり、同業者を含む専門家からの依頼も増えています。2016 年大阪本店・東京支店内に全国初の限定承認専門相談窓口「限定承認相談センター」を設置しました。

・事務所名 : 司法書士法人 ABC
・代表者 : 椎葉 基史
・所在地 : 大阪市中央区大手前一丁目 7 番 31 号 OMMビル 15 階
TEL. 06-6232-8797 FAX. 06-6232-8798

・業務内容 : 不動産登記、会社法人登記、相続、民事信託、成年後見、債務整理、裁判関係業務等
・グループ : ABC アライアンスグループ
行政書士事務所 ABC
株式会社アスクエスト

■ **本件に関する報道関係者お問い合わせ先**

株式会社 AGENCY ONE 担当: 荒木 (080-3708-5075)、田端 (090-4189-5378)
メール: press@agency1.co.jp